

許可条件

橋公園内への出店にかかる使用許可条件等

1 利用許可

- ① 自己の名義で利用許可を受けた区画を第3者へ転貸することはできません。
- ② 出店は杭等により表示された区画とし、区画外での出店は禁止します。

2 出店利用

- ① 車両使用による出店(販売)は出来ません。
- ② 駐車場以外(園路等)への車両の駐車を禁止します。
- ③ 出店のために必要な電気等は各自で用意すること。
- ④ 発電機の使用については、静音型とし深夜の使用は控えること。
- ⑤ 火気の取り扱いには厳に注意を払い、発電機の燃料(特にガソリン)の取り扱い等、万全の事故防止対策を行うこと。

【注意】 露店で火気を使用する場合は、消防署への届出が必要となっておりますので、必ず届出を行なって下さい。 小浜消防署(0957-74-3231)

- ⑥ ゴミ箱を設置するなど、出店場所及び周辺の清掃・整理整頓に努めること。
- ⑦ 出店中及び出店終了後においては、出店場所の清掃を確実に行い、ゴミは各自で処分・持ち帰りを行うこと。
- ⑧ 洗い物を行った場合の固形物は流さないこと、木炭などの燃えカス・灰等についても、公園内に放置せず各自処分すること。
- ⑨ 出店・販売等にかかる関係法令等の手続きは自己の責任で行うこと。
- ⑩ 担当課において、出店期間中における出店利用状況の確認、適切な利用の指導を行う場合があること。
- ⑪ 出店準備や後片付けの際、桜等の樹木を折らないよう十分注意し、もし、破損させた場合は、速やかに連絡すること。トイレ等の公園施設も同様とする。
- ⑫ 上記以外の遵守事項等については、雲仙市都市公園条例及び施行規則の規定による。
- ⑬ 荒天等により出店困難な場合は、設備、商品等に損害が生じないよう対策を講じること。

3 使用許可の取り消し

本使用許可条件が遵守されない場合、また担当課の指導が守られない場合は、使用許可を取り消し、退去を求める場合があります。

上記により使用許可の取り消し、退去される場合には使用料の返金は行いません。

担当課：雲仙市役所 建設部 監理課 都市計画班 (Tel 0957-47-7841)